

2. 入所・通所系サービスの 申請・届出に係る留意事項について

各種申請・届出の提出について

(1) 提出期限等

▶ ①新規指定申請

- ・初回の提出は指定を受ける日の**3か月前**を目安とし、担当者と日程調整のうえ、書類を持参してください。
- ・申請の際には、法人の代表者、管理者やサービス管理責任者など、事業計画・内容の説明ができる方の出席をお願いします。
- ・補正が完了した書類の提出期限は、指定を受ける日の**前月15日**までです。

▶ ②変更届（定員増・住居追加・加算等）

- ・変更の**前月15日**まで。 ※令和7年4月から適用する加算については後述
- ・ただし、単位数が減少する場合、期限に関わらず**速やかに提出**が必要です。

▶ ③変更届（②の変更を除く）

- ・変更から**10日以内**。（事前提出可）

各種申請・届出の提出について

(2) 留意事項

- ▶ 提出は、新規申請等を除き、事業支援班宛て**郵送**してください。
- ▶ 原則、変更届等の受理書は発行しません。（指定・更新通知書を除く。）
到達状況を確認したい場合、追跡可能な方法で提出するか、
「変更届出書の写し」と「返信用封筒（切手貼付）」を同封された場合、
到達日の受付印を押した写しを返送します。
※ 電話・メール等での到達確認は御遠慮ください。
- ▶ 提出期限は消印有効ではなく**必着**です。余裕をもって申請等をお願いします。
- ▶ 申請等までに、各種検査や契約、備品の搬入、従業員の雇用などが完了し、
事業を開始できる体制が整っている必要があります。
- ▶ 提出期限までに補正が完了しないときは、**申請を受理できない場合があります。**
（「提出期限までにとりあえず書類を出せばいい」ではありません！）

各種申請・届出の提出について

(3) 令和7年4月から適用する加算の取扱いについて

▶ 提出期限

- ・原則は変更の前月15日（令和7年は3月17日）まで。
- ・ただし、「前年度の利用実績」によって判断される加算等については、特例として4月15日までが提出期限となります。

▶ 「前年度の利用実績」によって判断される加算等とは

- ・「前年度の実績」・・・利用者数や定着者数
加算等の例) 生活介護・就労継続支援（A型・B型）等の基本報酬
人員配置体制加算、就労移行支援体制加算、
夜間支援体制加算 等

建物の安全性等の状況について

- ▶ 新規開設（従たる事業所、住居等の追加含む）にあたっては、利用者の安全を確保するため、事前に建物の安全性等の状況について確認してください。

（１）耐震基準の適合状況

- ▶ 昭和56年6月1日以前に建築確認を受けた建物で事業を行おうとする場合、新耐震基準の適合状況（耐震診断結果等）を必ず確認してください。
- ▶ 耐震基準を満たしているかどうか不明な場合は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化工事を行ってください。
- ▶ 申請等の審査にあたり、検査済証や適合証明書等、基準を満たしていることを示す書類を求める場合があります。

建物の安全性等の状況について

(2) 土砂災害警戒区域等の該当の有無

- ▶ 事業所を開設しようとする土地の選定の際には、当該土地について、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に該当していないか、管轄の土木事務所に必ず確認してください。
- ▶ 当該土地が警戒区域等に該当する場合には、計画の見直しをお願いします。
- ▶ なお、申請があった土地が警戒区域等に該当する場合で、安全の確保が難しいと判断された場合には、申請等を受理できないことがあります。

【土砂災害警戒区域等とは】

- ◆ **土砂災害警戒区域（イエローゾーン）**
…土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域
- ◆ **土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**
…土砂災害が発生した場合、建築物の損壊が生じ、住民の生命・身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域

建物の安全性等の状況について

(3) 消防用設備等の点検に係る状況

- ▶ 防火対象物に該当する建物では、消防用設備の点検と適正な維持管理を行うことがその所有者、管理者等に義務付けられています。
- ▶ 事業で使用する建物については、申請・届出の提出期限までに、消防用設備等の点検、管轄消防署への届出に加え、必要な場合は消防署の立入検査まで完了させてください。
- ▶ また、立入検査等において、消防署からの指導等があった場合には、その対応についても完了している必要があります。

グループホームを開設するときは (住居追加含む)

- ▶ 開設予定地の自治会や近隣住民に対して、建築工事を始める前などに、挨拶・説明会を行うなど、**利用者が暮らしやすい関係づくり**に努めてください。
- ▶ 利用者ニーズの調査と併せて、事業計画等について、市町村やグループホーム等支援ワーカー等への情報提供に努めてください。
- ▶ 令和7年度から、近隣住民等に運営状況を報告し、要望や意見を聴取する場として、**地域連携推進会議**の開催が義務化されます。

グループホームの家賃設定について

▶ 家賃（居室の提供に要する費用）の基本的な考え方

- ・ 法人が負担する費用の総額を基準として、居室数（≠利用者の現員数）で割った金額で一人当たりの利用者負担額を算定します。

賃貸物件の場合

- ・ 建物賃借料（リビング用の部屋等、利用者の共用部分を含む）

▶ 法人所有物件の場合

- ・ 建物の取得費用（土地取得費は除く）
- ・ 建物の修繕費用を見込む場合は、長期の修繕計画を策定すること

住居追加時の留意事項

- ▶ 主たる事務所と住居（サテライト型含む）の間の距離
 - ・ 以下を満たし、サービス提供に支障のない範囲に設置すること
 - ①世話人等が支援のために行き来する時間帯において、
 - ②通常の交通手段により、
 - ③主たる事務所と**30分以内**で移動できる距離

- ▶ サテライト型住居の留意事項
 - ・ 以下を満たした範囲に設置すること
 - ①サテライト入居者の通常の交通手段（公共交通機関等）により、
 - ②本体住居と**20分以内**で移動できる距離
 - ・ 1つの本体住居に対して、サテライト型住居は**最大2つ**まで設置可能。
 - ・ ただし、本体住居の定員が4名以下の場合は**1つ**まで。